

関係団体からの意見・要望

(使用者)		
	○ 盲導犬	頁
1	・ アイメイト協会同窓会	1
1	・ 日本盲導犬協会ユーザーの会	2
1	・ 全日本盲導犬使用者の会	3
	○ 介助犬	
2	・ 日本介助犬使用者の会	4
2	・ 全国補助犬連合会ユーザーの会	7
	○ 聴導犬	
2	・ 全日本聴導犬ユーザーの会	8
(訓練事業者)		
	○ 盲導犬	
3	・ (財)日本盲導犬協会	9
3	・ (財)アイメイト協会	11
	○ 介助犬	
3	・ (社福)全国介助犬協会	12
	○ 聴導犬	
3	・ (特定非営利活動法人)聴導犬普及協会	14
(関係団体)		
4	・ 全国盲導犬施設連合会	15
4	・ 全国補助犬連合会	16
(指定法人)		
4	・ (社福)横浜市リハビリテーション事業団	17
4	・ (社福)日本聴導犬協会	18
(受入側)		
5	・ (財)全国生活衛生営業指導センター	19
5	・ (社団)全国乗用自動車連合会	20
5	・ (財)日本賃貸住宅管理協会	21
	(他)	22
※ 左の番号は、グループ番号。		

アイメイト協会同窓会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 10 条及び第 11 条の改正(義務化) 現行法では、民間の事業所、事務所、住宅の事業主及び管理者が、それぞれ管理する施設において身体障害者が行動の手段として犬を連れていた場合の受け入れは努力規定となっています。 職場や住まいは障害者にとっても生活の場そのものですし、実際のトラブルも多く発生しています。第 10 条及び第 11 条を改正し、公共交通機関及び、不特定かつ多数の者が利用する施設と同様、義務規定あるいはそれ以上のものにする必要があります。 ・ 罰則の付加 現行法では第 7 章 第 25 条で補助犬の訓練事業者に対しては罰則があり、使用者への義務も付与しているが、受け入れを拒んだ側への罰則はありません。 そのため、「罰則がないので受け入れを拒否する」と公言する人あるいは施設もあるように、法律自体の有効性を疑わせる面があります。しかし法の性格上、罰金や懲役的な罰則は馴染まないと考えます。 そこで、受け入れを拒否した場合、個人及び法人を問わず、個人名や法人名あるいは施設名を公表するのがよいと思われます。テレビ・新聞等々を利用して半年に一度位の割合で公表するのが相応しいと考えます。 	
<p><u>○ その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法の本旨は「身体障害者の社会参加機会拡大」にあります。現状では、強調しても強調し過ぎることのない『人間』が消えてしまい、『犬』主体の法律と見られてもやむを得ません。これを【身体障害者社会参加推進法】のように法の本旨を理解しやすい、誤解を受けにくい名称に変更していただきたい。 ・ 盲導犬に対する厚生労働省令による補助犬表示の廃止 省令により、補助犬にはその旨を表示するように定められていますが、聴導犬・介助犬は一見して、それと見分けができませんが、盲導犬は道路交通法により、その定義付けが既に定められおり、ハーネス等一见して判別がつきます。 更に省令による表示は、平成 17 年 4 月施行の個人情報保護法に抵触する可能性があります。厚生労働省令による補助犬表示の廃止を要望します。 ・ 補助犬といっても、盲導犬、聴導犬、介助犬には、それぞれ犬に対する使用者の責任のあり方が異なります。すべて一括して規定するのではなく、それぞれについて国で基準を定め、それぞれの団体を通じて補助犬の使用状況を管理・監督するよう求めます。 	

日本盲導犬協会ユーザーの会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <p>1. 民間の職場・学校・住宅での補助犬受入れについて</p> <p>法10条で民間の職場、法11条で民間の住宅での補助犬の受入れについては努力義務となっています。補助犬を使用しての社会参加の基本は、住宅が確保されることと、職場や学校に補助犬とともに通勤・通学できることです。そのために、民間の職場・学校・住宅での補助犬受入れを努力義務ではなく義務にするよう要望いたします。</p> <p>2. 補助犬受入れ拒否について</p> <p>財団法人日本盲導犬協会の盲導犬ユーザー223名に対し2004年9月に行われた調査によると(有効回答100名)、盲導犬の同伴を断られたことがあると回答したユーザーは52名で半数以上が拒否を経験しています。最近では、楽しみにしていた友人との旅行を断念した例では、盲導犬育成団体や自治体からの申入れに対しても数々の理由を述べ拒否がありました。拒否理由の一つに「保健所の指導」があり、保健所が拒否の隠れ蓑になっています。同じ厚生労働省所管ですので、保健所からの受入れ指導の徹底をお願いします。また、受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関の設置及び悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定の新設を要望いたします。</p>	
<p><u>○ その他</u></p> <p>3. 地方自治体の対応について</p> <p>補助犬の受入れ及び普及啓発に対する地方自治体の対応に温度差を感じます。盲導犬の貸与は、身体障害者福祉法第21条の3に規定されているように、都道府県は視覚障害者から申請があったとき、必要に応じて盲導犬を貸与することとされており、国が盲導犬育成の望ましい頭数を掲げても都道府県の裁量によって育成の予算が決定されています。補助犬への温度差が予算に如実に現れています。「〇〇盲導犬協会への委託費は1頭分しかありません」「介助犬と聴導犬は障害等級2級以上ですが、盲導犬は1級です」など、希望者の要望に応えられない制度です。希望者の要望に応えられる制度にすることが、地方自治体の補助犬の受入れ及び普及啓発への温度差をなくすものと思います。</p>	

全日本盲導犬使用者の会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <p>(1) 民間の住宅、職場、学校の同伴受け入れの義務化 (2) 受け入れ拒否に関する苦情申し立て・救済機関の設置 (3) 悪質な補助犬受け入れ拒否業者に対する罰則規定</p>	
<p><u>○ 普及・啓発について</u></p> <p>(4) 法の積極的周知</p>	

日本介助犬使用者の会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. 民間の住居・職場・学校についても、補助犬同伴の受け入れを義務化してください。2. 補助犬同伴の受け入れ拒否に関する苦情の申し立てができる救済機関を設けてください。3. 補助犬同伴の受け入れ拒否において、悪質な業者については罰則規定を検討してください。	
<p><u>○ 普及・啓発について</u></p> <ol style="list-style-type: none">4. 身体障害者補助犬法の更なる啓発活動に取り組んでください。	
<p><u>○ その他</u></p> <ol style="list-style-type: none">5. 訓練基準・認定基準を明確にしてください。	

「第2回身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」資料

1. 補助犬同伴拒否に関するアンケート結果

①実施時期

2005年4月中旬～7月末にかけて実施

②対象期間

2003年10月01日（補助犬法の完全施行日）～2005年3月31日

③実施方法

アンケートをメールまたはFAXで送信し、質問事項に対する選択および記述式回答

④対象者

全日本盲導犬使用者の会、聴導犬使用者タッチの会、日本介助犬使用者の会の使用者

送付者数：152人（盲導犬136人、介助犬11人、聴導犬5人）

回答者数：44人（盲導犬29人、介助犬10人、聴導犬5人）

⑥調査結果

設問1. 補助犬法の完全施行（2003年10月1日）から、2005年3月31日までに、補助犬の同伴を拒否されたかどうかを、施設の種類ごとにお聞きます。

0. 利用しなかった。
1. 同伴拒否はなかった。
2. 最初は拒否されたが、補助犬法の説明によって同伴できた
3. 同伴を拒否された

施設の種類の種類	利用しなかった人数	利用した人数	同伴の拒否は無かった		最初は拒否されたが、補助犬法の説明によって同伴で		同伴を拒否された	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
全体	0	44	7	15.9%	11	25.0%	26	59.1%
飲食店(レストラン、ファーストフード、食堂など)	0	44	19	43.2%	9	20.5%	16	36.4%
小売店(スーパー、百貨店、コンビニ、量販店など)	0	43	31	72.1%	9	20.9%	3	7.0%
宿泊施設(ホテル、旅館など)	6	37	22	59.5%	7	18.9%	8	21.6%
温泉、健康ランドなど	26	17	8	47.1%	5	29.4%	4	23.5%
理髪店・美容院など	7	36	33	91.7%	1	2.8%	2	5.6%
レジャー施設(テーマパーク、遊園地、キャンプ場など)	19	24	22	91.7%	2	8.3%	0	0.0%
動物園・水族館など	24	19	13	68.4%	0	0.0%	6	31.6%
スポーツ施設(体育館、ジム、プールなど)	23	20	16	80.0%	3	15.0%	1	5.0%
スポーツ観戦(野球場、サッカー場など)	32	11	8	72.7%	2	18.2%	1	9.1%
博物館・美術館・図書館など	9	34	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
コンサートホール、劇場、映画館など	7	36	32	88.9%	2	5.6%	2	5.6%
金融機関(銀行、郵便局、証券会社など)	4	39	39	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療関係(病院、診療所、歯科、薬局など)	2	41	30	73.2%	7	17.1%	4	9.8%
航空機	20	24	21	87.5%	3	12.5%	0	0.0%
船舶	24	19	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%
鉄道	1	42	39	92.9%	3	7.1%	0	0.0%
バス	10	32	31	96.9%	1	3.1%	0	0.0%
タクシー	1	41	29	70.7%	5	12.2%	7	17.1%

*割合(%)は、利用した人数を分母にして計算しています。
*合計が44人になっていない施設は、未回答者がいたためです。

設問2. 同伴拒否への対応についての意見をお聞きます。

a. 同伴拒否に対する罰則規定が必要だと思いますか？

はい：18人(41.9%)、 いいえ：3人(11.6%)、 どちらともいえない：12人(46.5%)

b. 同伴拒否があった場合に、救済機関が必要だと思いますか？

はい：38人(90.5%)、 いいえ：0人(0.0%)、 どちらともいえない：4人(9.5%)

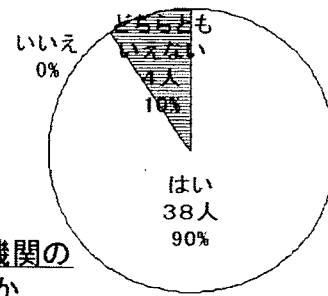
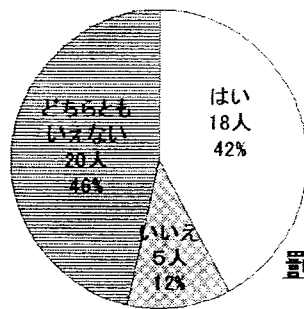
c. 同伴拒否があった場合に、罰則規定と救済機関のうち、どちらが必要だと思いますか？

救済機関：31人(72.1%)、 罰則規定：5人(11.67%)、 どちらともいえない：7人(16.3%)

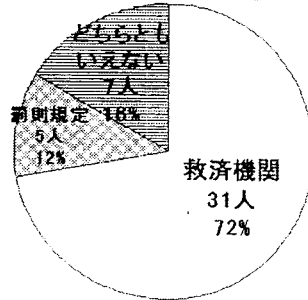
設問2. 同伴拒否への対応についての意見をお聞きます。

罰則規定が必要か？

救済機関が必要か？



罰則規定と救済機関のどちらを望むか



設問3. 住居を探す場合、仕事を探す場合、すでに住んでいる住居や働いている職場に新たに補助犬を同伴する場合などにおいて、補助犬が原因となって拒否されたり、苦勞した事例をご存知ではないでしょうか？ 補助犬法の成立以前でも構いませんし、ご自分のことでなくても構いませんので、そのような事例をご存知であれば、お教え願います。

(回答の要約)

- 市営住宅に住んでいる。補助犬法成立以前（2001年）は、ペット禁止の規則違反になるので、市に申し入れた。その結果、障害福祉課からの提言という形で、住宅政策課が補助犬導入の規則を作ってくれた。
- マンションをさがす際、盲導犬といっしょということで、相当苦勞した。
- 補助犬法成立以前、賃貸アパートを探した際、20件ほど断られた。視覚障害者を住まわせたくないために、盲導犬を口実にしたと思われるものもあった。
- 知人が、借家（マンション）を探すときに「ペットは飼えない」「ほかの住人に迷惑がかかる」などの理由で、盲導犬使用者である旨を述べた時点で、不動産屋から情報提供を拒否されたいらしい。
- 補助犬法施行後、ウイークリー・マンションを申し込んだ際、盲導犬のことを出すと利用を断られた。
- 職場の改築工事に伴い、「スペースが広く取れない、盲導犬の排泄に適した場所がない」との理由で、「病院の車を迎えに出すので、盲導犬を自宅に置いて通勤してほしい」と言われた。
- 10年前、盲導犬を理由に就職ができなかった。
- 鍼灸師の仕事を探しているが、盲導犬を理由に断られる。十数年前の就職活動のときと状況は変わっていない。

3. 要望事項

- ①民間の住居・職場・学校についても、補助犬同伴の受入を義務化してください。
- ②補助犬同伴の受入拒否に関する苦情の申し立てができる救済機関を設けて下さい。
- ③補助犬同伴の受入拒否において、悪質な業者については罰則規定を検討して下さい。
- ④身体障害者補助犬法の更なる啓発活動に取り組んで下さい。
- ⑤訓練基準・認定基準を明確にして下さい。

全国補助犬連合会ユーザーの会

意 見	メ モ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

全日本聴導犬ユーザーの会

意見	メモ
<p><u>○ 普及・啓発、受け入れに関連して</u></p> <p>1. 「補助犬を通した自立、社会参加」は困難な局面においても、すべてを行政や他の専門家に頼るのではなく、自分たちに何ができるのかを、何をすべきかを模索することから始まると信じております。</p> <p>①ユーザーは育成団体と協力して、聴導犬の普及や受け入れについての説明等の活動を積極的に展開すべき。</p> <p>②聴導犬ユーザー同士でのケーススタディの実施</p>	
<p><u>○ その他</u></p> <p>2. 希望者への審査や認定試験の際、手話通訳士を複数配置したり、ゆっくり話すなど、聴覚障害者への配慮をお願いしたい。</p>	

(財)日本盲導犬協会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <p>1. 補助犬の社会での受入に関すること</p> <p>私ども財団法人日本盲導犬協会が行った調査によると、「不特定多数の方が利用する施設で補助犬を受け入れることに賛成」と答えた一般市民は、2003年9月調査では95%でしたが、補助犬法の認知度が大きく向上した1年後の2004年10月調査では84%と11ポイントも下降しました。受け入れに際し不安や心配な事柄は「犬の毛などで汚れる」31%、「人畜共通感染症」24%、「犬アレルギー」23%が挙げられました。</p> <p>拒否事例は、圧倒的に飲食店が多く62%で、食料品を扱う小売店、ホテル・旅館、病院、タクシーでの拒否が見られます。</p> <p>飲食店が拒否する際に、「衛生上の不安や問題があること」「保健所の指導」を拒否理由にしていることを耳にします。保健所が所管している飲食店や理容・美容店に対し、保健所が研修を行うなどの啓発が必要です。</p> <p>また、障害者にとって病院への通院は生活の中で大きな比重をしめています。厚生労働省が公立病院に対し補助犬受入れの通達を出されていますが、病院によって受入に対し温度差があります。私立病院を含め、通達された受入基準を徹底してください。</p> <p>さらに、市民の根っこにある健康への悪影響、犬の管理への不安を取り除くことも重要です。そのためには、補助犬への信頼、補助犬ユーザーの管理への信頼を高めることです。補助犬を育成し、補助犬ユーザーを指導するのは訓練士であり、訓練士には犬と人の心理、生理、機能、行動などを学習し、補助犬の育成と同時に、障害者による補助犬の活用を円滑にする任務があり、高度の知識・技能が求められます。人の医療の一部を分担する医療関係者である義肢装具師・視能訓練士は国家の定めた教育システムで履修し、国家試験に合格することを職業の要件としており、補助犬訓練士においても教育・訓練水準の向上が肝要であり、法において訓練士に必要な事項を定めることが訓練士、補助犬への信頼を高め、漠然とした不安を消すものと思われれます。</p>	

○ 普及・啓発について

2. 補助犬の普及啓発に関すること

盲導犬ユーザーに「補助犬法により多くの理解を得るために必要なもの」をたずねたところ、「ユーザーのマナーの徹底」91%、「行政機関の積極的な啓発活動」88%、「育成団体による積極的な啓発活動」85%、「より多くの補助犬稼働」81%、「ユーザーの啓発活動協力」80%、「メディアが積極的にとりあげる」73%、「乱立する育成団体への規制強化」38%です。

啓発現場の感覚でも、補助犬と補助犬ユーザーを見ていただくことが、補助犬への理解を深める最短の道です。育成団体、補助犬ユーザーによる啓発活動がより重要であり、効果的です。行政機関には育成団体、補助犬ユーザーによる啓発活動をご支援いただきたく思います。また、特定公益増進法人許可を申請する際、普及啓発事業は盲導犬事業の主たる事業ではなく従たる事業に分類され、事業費支出の割合に制限が加えられます。普及啓発事業を主たる事業に分類するようお願いいたします。

行政機関の積極的な啓発を88%のユーザーが望んでおり、とりわけ都道府県あるいは市区町村レベルで補助犬の受入や普及啓発に温度差があることが、行政の取り組み不足としてユーザーに映っているように思われます。都道府県・市区町村に苦情処理担当者を置くなど、ユーザーや市民が相談できるようにしてください。

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 法第 10 条及び第 11 条の改正(義務化) <p>表題の理由は同窓会文書を参照下さい。</p> <p>この点も上記 1 が改善されることにより、正しい認識が浸透してゆく速度も上がることです。</p> <p>※同窓会文書</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法第 10 条及び第 11 条の改正(義務化) <p>現行法では、民間の事業所、事務所、住宅の事業主及び管理者が、それぞれ管理する施設において身体障害者が行動の手段として犬を連れていた場合の受け入れは努力規定となっています。</p> <p>職場や住まいは障害者にとっても生活の場そのものですし、実際のトラブルも多く発生しています。第 10 条及び第 11 条を改正し、公共交通機関及び、不特定かつ多数の者が利用する施設と同様、義務規定あるいはそれ以上のものにする必要があります。</p>	
<p><u>○ その他</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 名称変更について <p>表題の理由は同窓会文書を参照下さい。</p> <p>名称変更が難しいといった言質を耳にします。これは甚だしい本末転倒です。</p> <p>法律名は、その意図するところが明確となるように配慮すべきです。現行の「犬」から、本来の主体である「人」を明確にするためには、変更手続きの難易ではなく、ことの重要性に鑑みて、慣例にとらわれず、やる気を持って臨んでいただきたい。</p> <p>※同窓会文書</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本法の本旨は「身体障害者の社会参加機会拡大」にあります。現状では、強調しても強調し過ぎることのない『人間』が消えてしまい、『犬』主体の法律と見られてもやむを得ません。これを【身体障害者社会参加推進法】のように法の本旨を理解しやすい、誤解を受けにくい名称に変更していただきたい。	

(社福)全国介助犬協会

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <p>・職場、学校、および住宅での補助犬同伴受け入れ方針についての検討を要望します。</p> <p>現補助犬法では、事業所および民間住宅・学校での補助犬同伴受け入れについては努力義務に留まっており、この点についての義務化が多くの使用者の方から法改正の項目として挙げられているようです。さらに、訓練の現場では、すでに合同訓練に入った段階から訓練犬は使用予定者の住宅およびその周辺での生活に合わせた訓練をするとともに、社会参加場面として職場、学校へも同行をして訓練をすることが必要となります。これは、厚生労働省介助犬訓練基準に関する検討会報告にある「10日以上在宅による合同訓練」を行うためにも必須となるものと考えます。</p>	
<p><u>○ 普及・啓発について</u></p> <p>・障害者への啓発と情報提供を要望します。</p> <p>一般国民への補助犬法周知についても未だ認知度は高いといえません。が、さらに介助犬による自立と社会参加を果しえる障害者に未だ情報提供が十分なされていないと感じます。介助犬について正しく情報提供が出来る相談窓口や障害者向けの啓発活動について強化して頂きたいと考えます。</p> <p>・訓練犬の扱い—訓練犬への仮表示等の方針決定を要望します。</p> <p>補助犬の訓練には社会化訓練としての交通機関利用や職場、買い物への同伴訓練が必須であります。現状では、障害者(使用予定者)との合同訓練の前段階、および合同訓練においては、個別の店舗等に交渉をして訓練士が同行訓練をしております。しかし、交通機関では、認定犬以外(訓練犬等)は受け入れていないため、「訓練事業者が責任を持って同行し、訓練犬の行動管理等には全責任を負う」ことを条件に、何らかの仮免許証のようなものを携帯し、また表示することで、合同訓練において、訓練犬を同伴できるように要望いたします。使用者がより安心して補助犬との生活が始められるようご検討下さい。</p> <p>・リハビリテーション・福祉等専門職への介助犬についての教育・情報提供を要望します。</p> <p>補助犬法施行規則第二条三項の3において、介助犬訓練事業者は使用予定者のための訓練計画作成、適合評価等を医療・福祉専門職との連携を確保して行わなければならないとされています。当会は、肢体不自由者の障害の特性上、介助犬の訓練過程に限らず、介助犬の適否および必要性や安全性について評価し訓練計画を立てる段階から、介助犬の有効性等について知識を有するリハビリテーション専門職の協力が不可欠と考えております。現状では、未だ介助犬を生きた補装具・自助具と捉えて積極的に関与して下さる関係者が少ないため、医療・福祉現場の専門職向けに、介助犬および補助犬に関して各々に課せられた訓練における役割等について教育する機会を積極的に提供して頂きたいと考えます。</p>	

○ その他

・訓練事業者の責任の明確化を要望します。

第二種社会福祉事業である介助犬訓練事業は都道府県への届出のみで開始できるため、実態を伴わない事業者が多く存在することは否めません。訓練事業者の指導不足や障害者に対する高圧的な対応および訓練実態がなくなった(事業の廃止届出を伴わない事業停止等)といった理由から、継続指導のみを依頼される例が、増加しております。

介助犬訓練事業とは、訓練から継続指導・引退を見届けるまでが一つの事業であり、無責任に途中で事業を中断するような事態があってはならないと考えます。

これらの実態に対して、厳しく指導監督できる体制および事業の実態把握とその内容の公表が出来る方法を検討して頂きたい、要望いたします。

・介助犬訓練者の資格制度についての検討を要望します。

良質な補助犬は良質な訓練者が育成するものと考えられます。現状では補助犬訓練者の資格制度がないばかりか、教育に関する方針、基準等も何も示されていないため、介助犬訓練に対する考え方や方針、実施方法、リハビリテーション専門職との連携方法も基準化が図れない実態があり、使用者の困惑を招いていると思われまます。

介助犬が普及するためには基準化が必須であると考えられます。そのためには、資格制度を検討し、基準作り等、具体的な訓練者の養成方針についての見解を示して頂くことを要望します。

(特定非営利活動法人)聴導犬普及協会

意 見	メ モ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

全国盲導犬施設連合会

意 見	メ モ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

全国補助犬連合会

意 見	メ モ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

(社福)横浜市リハビリテーション事業団

意見	メモ
<p><u>○ 受け入れについて</u></p> <p>1. 補助犬の社会での受け入れについて</p> <p>使用者・訓練事業者・受け入れ社会の三位一体での体制づくりが必要であり、これらの体制整備とそれを推進する機関が必要であることは言うまでもありません。</p> <p>課題として</p> <p>①使用者としての自覚を高め、その責務遂行能力の向上を図ること＝使用者教育の仕組み</p> <p>②補助犬の資質向上＝訓練事業・認定事業の更なる専門性の確保</p> <p>③受け入れ義務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・受け入れ義務範囲の拡大・義務違反に対する対応(罰則規定など)・義務違反に対する調整窓口の設置	
<p><u>○ 普及・啓発について</u></p> <p>2. 補助犬の普及啓発に関すること</p> <p>課題として</p> <p>①良質な補助犬の育成と提供がコンスタントに行われるための育成体制の整備＝補助犬供給体制が進むことが普及啓発にも大きく影響すると考えられる</p> <p>*ブリーディングから育成、補助犬としての適性の判断、補助犬としての訓練の仕組みとそれを支える経済基盤の検討</p> <p>②訓練事業者等の現場からの啓発活動だけではなく、国・都道府県等の公的な立場からの積極的な啓発活動が望まれる</p> <p>③社会での受け入れが進むことが補助犬の普及啓発を進めることとなる</p>	

意見	メモ
<p><u>○ 普及・啓発、受け入れに関連して</u></p> <p>1. PR犬の同伴許可について</p> <p>聴導犬は最も知名度が低く、普及率も低い補助犬であるため、特に普及啓発が必要。そのため、訓練士同伴によるPR犬(訓練修了犬)の電車、飛行機への同乗等、許可犬と同等の権利を得られるようご検討いただきたい。</p>	
<p><u>○ その他</u></p> <p>2. 聴導犬ユーザー(聴覚障害者)への配慮(手話通訳士の複数配置等)をお願いしたい。</p> <p>3. 貸与のための事前審査はリハビリテーションセンターだけでなく、耳鼻咽喉科医院等による医学的な結果も認めてほしい。</p>	

(財)全国生活衛生営業指導センター

意 見	メ モ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

(社団)全国乗用自動車連合会

意見	メモ
<p><u>○ 普及・啓発について</u></p> <p>1 当連合会における受け入れのための普及促進活動</p> <p>○盲導犬パンフ(全国盲導犬施設連合会作成)の配布 ○平成14年補助犬法成立時の広報(国土交通省通達など) ○「よくわかる補助犬同伴受け入れマニュアル」 ○ケア輸送サービス従事者研修の実施、テキストの配布</p> <p>2 普及促進における今後の課題</p> <p>運行中のサービスのあり方は事業所を出発してから帰庫するまで運転者一人に委ねられており、運転者の資質と教育する経営者の意識に左右されがちである。</p> <p>補助犬使用者がタクシーを利用することについて、運転者だけでなく、一般利用者にも周知し、お互いが身近な存在として受け入れられる環境作りが必要である。</p>	

(財)日本賃貸住宅管理協会

意見	メモ
<u>○ 受け入れについて</u>	
<u>○ 普及・啓発について</u>	
<u>○ その他</u>	

意 見

○ 受け入れについて

1. 補助犬の社会での受け入れに関すること

盲導犬が日本で訓練されるようになった当初に比べれば、受け入れは進んできたと言えるだろうが、まだまだ受け入れを拒否されることは少なくありません。検討事項にも「補助犬の受け入れ」と書かれているが、本来受け入れられるべきなのは「補助犬ユーザー」であり、そのような視点が社会にはまだまだ足りないように思われます。期日までに時間がなかったため、意見を聞けた盲導犬ユーザーはお一人だけですが、ユーザーの立場からの意見としては、以下のようなことが挙げられています。

・盲導犬ユーザーとして20年近く、乗り物・飲食店・見舞いなど院内の同伴、いずれも、当初からみると受け入れは改善されていると実感している。しかし、それが視障者など「障害の有る者」を受け入れるという人権意識の変化で生じているのか、「犬への理解」が深まったことから同伴が拒否されなくなったのかは、判断しづらい現状である。罰則規定による周知徹底も必要かもしれないが、当事者・非当事者が向かい合うものでなく、社会的コンセンサスを得るための一助として活用されねばならない。

○ 普及・啓発について

2. 補助犬の普及啓発に関すること

まだまだ補助犬を使いたい人がすぐに使える環境にはないように思います。

盲導犬に関して言えば、盲導犬との生活を始めるためには新規の場合、4週間の共同訓練を受けなければなりません。この間、仕事は休業しなければならず、盲導犬を持ちたいが持てない理由として、この共同訓練を受ける事が困難であることを挙げる視覚障害者も少なくありません。共同訓練の一部を自宅周辺で行う事もありますが、すべての希望者の要望に応えるためには、人員不足の状況です。

また、盲導犬を持った後も、犬の医療費・飼育費等の費用面での負担を心配される視覚障害者もおられます。

一部の地域では医療費や飼育費の助成などが実施されています。こういった施策がどの地域に住んでいても受けられるような、格差のない状況が必要かと思えます。また、補助犬の育成に対し、補助金や委託金など自治体から交付を受ける事もありますが、その金額は実際の盲導犬育成費用から考えると、金額的には合致していません。こういった資金面での行政の支援が、補助犬の普及には必要なことかと思えます。

一般社会に対する普及啓発に関しては、盲導犬ユーザーからの意見として、以下のような意見があります。

・これまでの普及活動は、犬や訓練現場にスポットが当てられ、「犬好きな人」の心を捕らえることから出発しているような向きも感じられた。

・法的に補助犬が社会的に受け入れられることが決まった今日、もし、諸事情でどうしても犬を受け入れられぬ所はその理由を社会に向かってはつきりさせるためにも、ステッカーに「入店受け入れられず」という姿勢を表明させるようにする。

・子供たちへの啓発はもっと積極的に働きかけていくべき課題である。

・犬嫌いの人たちにも補助犬と視障者をうけいられる啓発が必要となる。

・「犬は賢い！」という訴えから「障害の有る者」の日常の中で補助犬が果たしている役割について伝えていく。

意 見

○ 受け入れについて

当協会にもいろいろな苦情やら入場拒否問題がありましたが、特に問題になって調整したことは次のようなものです。

補助犬について、全く理解していないため「通常のペット犬」や「野犬」と同様扱いで施設への「入場・入店・入室」を拒否された場合が、ほとんどであること。具体的には。

1. ゴルフ場で盲導犬育成チャリティーゴルフ大会を開催しても盲導犬の入場を拒否されたこと。
2. 観光地の宿泊施設で宿泊申し込みをしてもすべての旅館で断られて問題となったこと。
3. 救急車に盲導犬の同乗を拒否されたこと。
4. レストラン・タクシーで盲導犬の同伴を拒否されたこと。
5. 病院での入室を断られたこと。等々

○ 普及・啓発について

当協会はPR職員を配置して盲導犬の効用等についての講演・訓練の実演・盲導犬との体験歩行等を積極的に行っているものの行政関係機関はあまり関心を持っていない。このため当協会では、本年度、市町村担当職員をと協会に招聘して盲導犬育成事業の実態と補助犬法の趣旨を説明し、視覚障害者の社会参加と自立が促進するよう官民一体となった啓発普及活動を推進してゆくべく事業計画を立案した様な次第です。

厚生労働省におかれましても「国際盲導犬の日」とか「障害者週間」に特集行事を展開するとかTV等のメディアを活用されまして国民各位に周知願えれば、補助犬法の趣旨が徹底され東横インや過去にあった障害者差別問題でホテルが廃業に追い込まれるような悲劇もなくなるのではと思います。また、啓発活動に関する補助制度の創設などもあってもよいと思います。

以上、私たちが盲導犬育成事業を推進するうえで問題となったこと。

意 見

○ 普及・啓発について

当会としては、補助犬普及がすすまない理由として、ユーザーおよび希望者の扱い方について、指定法人における貸与に関する審査及び認定試験での希望者への説明および配慮が必要。

○ その他

ユーザー希望者としてのすみやかな審査と待機期間の予告など、当事者不在ではない明確なユーザー決定に到る道筋が望まれる。

意 見

○ 普及・啓発について

身体障害者補助犬法が施行され、介助犬の受け入れも少しずつ変化し始めたことは感じていますが、しかし、まだまだ認知度は低く、自由に行きたいところに行く状況は難しいようです。特に医療の分野での判断はとても難しいとは思いますが、主幹的な判断ではなく受け入れ可能であることを伝えていただきたいとお願い致します。

意 見

○ 受け入れについて

私は大変な事と思います。各、スーパーとか、ホームセンターなど訓練に入る時は事前に許可を頂いて訓練していますが、中には訓練中の犬は駄目と断れる事も有ります。食品コーナーには近づかないで下さいと言われます。なぜ駄目ですかと尋ねると犬は汚いからとか、毛が落ちるから、と言われます。補助犬、及びその候補犬達はしっかりケアをしています。言っても理解してくれない担当者の方がいます。

やはり使用者の方達は犬達をもっと衛生管理や飼育管理をしっかりやって貰いたいです。訓練者も使用者の方がケアのしやすい犬種を選ぶ事だと思えます。

○ 普及・啓発について

この事は、国や県及び市町村が啓発運動を積極的にして貰いたいです。私ども協会は会社や学校に出向き講演やデモ犬を実施していますが、私達では限界が有ります。

(特定非営利活動法人)介助犬育成を目指す会

意 見

○ 受け入れについて

1. 補助犬の社会での受入に関すること

- ・交通機関等の認定テスト前訓練
- ・認定基準の明確化
- ・使用者、訓練事業者に対する何らかの支援策

○ 普及・啓発について

2. 補助犬の普及啓発に関すること

- ・補助犬希望者への公平な情報提供
- ・補助犬法について地域格差が生じないよう各自治体に対し、知識の向上と理解を深める

(特定非営利活動法人)聴導犬育成の会

意見

○ 受け入れについて

① 社会での受け入れ

狭範囲ながら飲食関係店での補助犬使用者同伴やPR犬同伴にて入店許可体験及び聞き取りを致しました結果、補助犬同伴者の来店経験無しが殆どでした。

◎受け入れに消極的な店舗が多く、その理由として

「苦情が出るのではないか」「不衛生」「店の決まり」その他として、「補助犬を知らない」「吠えるなどの危険性があるのではないか」等があげられました。

◎不安点として

受け入れ消極的な店舗からの回答と重複するように、「犬の嫌いなお客様がいるかもしれない」「不衛生」「吠える」等の他に「受け入れに何か設備や準備が必要なのではないか」という補助犬への理解度・認知度の低さが見受けられました。又、各店舗によってポスター・ステッカーの表示がされていない・その存在を知らないというのが半数を占めていました。

デパートなどの大型店舗のテナントでは認知度が高いのに比較し、小規模店舗・個人経営店舗では殆どが理解されていないように思われました。

補助犬使用者を実際に受け入れて、不衛生でも危険でもないという事の認知をしていただくという受け入れ経験を重ねて行っていただく事。又、実際に受け入れてみて不十分な点などを改善していただく事。などが必要ではないか、と考えます。

聴導犬使用者の中には、言葉で説明が出来ない方もいらっしゃいます。受け入れ側として、その場合の対応マニュアルを作成するというなどの努力も必要と思います。

ステッカー表示のない店舗に同伴入店が可能かどうか悩んでしまう使用者さんがいらっしゃいます。店舗に表示又は、貼付の必要性を感じます。

○ 普及・啓発について

② 普及啓発

補助犬法の施行前と比較すると認知度・理解度は上がったと思われます。ただ、聴導犬に関しては、普及活動を通してみますと、

◎まだまだ聴覚障害者の中に情報が浸透していき、誤解が生じている面が多々ある

◎頭数が少ない為、一般の方達が聴導犬を見かける機会が少なく、デモンストレーションなどで初めて対応や認知がなされている。という現状を感じます。

各育成団体が現在、行っているデモンストレーションや講演などを通して補助犬への対応・理解度を高めていく(実際に目にする事によって、理解度・認知度が上がっています)

普及には、PR犬が大きな役割を果たすと考えていますが、現在の状況は残念ながら車での移動しか出来ません。しっかりトレーニングされているのがPR犬という事を理解していただき、乗り物などへの乗車可能となるような配慮をしていただく

国や県による支援・情報伝達(例えば、一部のみ表示されているポスターやステッカーを広範囲に貼付するようなご指導や、簡単な冊子作成など)等が普及に必要なのではないかと考えます。

意見

○ 受け入れについて

- ・ 外食は様々な業態があり、店舗の大きさや構造も千差万別であるため、全て同じような対応は難しいということを理解して欲しい。狭い店舗では補助犬の居場所がない、ということもある。また、高級レストランの中には同伴の犬が居ることで雰囲気損なわれるのではないかと気にするところもある。一律的ではなく、店舗の特性に合わせた対応がされるべきと思う。
- ・ 店舗としては補助犬を受け入れる意向はあるが、他のお客様から衛生的に問題があるから同伴させないで欲しいと言われることもあり、受け入れ側だけでなく一般の人々にも衛生面での安心感を与えるようなPRが必要ではないか。

○ 普及・啓発について

- ・ 当協会に加盟しているのは外食店の一部であり、他の外食店ではどの程度補助犬法について理解しているか分からない。企業や店舗によって温度差が大きいのではないか。幅広くアンケート調査などで実態を把握すべきと思う。
- ・ 必要に応じて補助犬同伴可ステッカー(以前厚生労働省が作成したようなもの)を配布してもらえるような準備・体制があるといい。
- ・ 検討会委員には、受け入れ側の実務者・経営者が加わっていないが、バランス的に問題はないのか。

○ その他

協会加盟の外食企業(約430社)に対して、

- ・ 補助犬法の成立・施行、内容のポイントを会報誌やニュースレター等で紹介するとともに、前向きな対応を要請。
- ・ 厚生労働省作成の「ほじょ犬」パンフおよびステッカーを配布。
- ・ 全国盲導犬施設連合会や補助犬協会作成の補助犬同伴可ステッカーを紹介。

<対応状況>

協会会員社全ての対応を把握しているわけではないが、補助犬の受け入れは概ね出来ていると思われる。受け入れでのトラブルやクレームの連絡はない。

時々、補助犬同伴可のステッカーについて入手したいとの連絡があり、盲導犬施設連合会や補助犬協会から入手するよう案内。

第1回意見概要

【受け入れについて】

- 受け入れを拒んではならないはずの場所においても受け入れ拒否事例があった。
- 多くの人たちが肯定的に社会に受け入れようとしており、受け入れ側の気持ちは整ってきている。
- 一体どういうふうに受け入れをすれば良いのかわからないために、困ってしまっているところが多い。一度受け入れれば次からも大丈夫と広がっていく。

【罰則について】

- 「ただし、当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合、その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない」という一項がある限り、罰則ということにはもっていけないのではないかと。民間施設でやむを得ない理由がある場合は仕方がないのかもしれないが、公的施設においてこの但し書きは必要なのか。

【普及・啓発について】

- 介助犬、聴導犬は頭数が少ない。
- 例えば毎年障害者週間、月間、ふれあいフェスティバル等でデモンストレーションを行う等、様々な機会を通じて行うことが重要。
- 介助犬、聴導犬について、犬を管理しなければならないという大変さを乗り越えて、なおかつメリットがあるというところが、まだ周知し切れていないのではないかと。
- 役に立つという部分を取り上げてPRしていくことが重要。
- H. C. R. 等の機会も活用すべきではないかと。
- 学校や地域等で、あらゆる機会をとらえて啓発活動をする必要がある。
- 行政側がどれだけ熱心に取り組んで、使ってもらうように努力をしているかということが普及には非常に大きい。

【相談体制について】

- 相談や指導できる機関がきちんとあるということは、とても大事。
- 相談機関の整備について、東京都の場合は「都民の声」というところに相談窓口があり、例えば受け入れ拒否があったとか、具体的な事例があったときには、具体的な施設名とか事業者名がわかれば、私どもはすぐその場でその対応をしている。
- 都道府県と市町村を通じた苦情解決の仕組みの方が、身体障害者補助犬をより都民、国民に周知するためには適当なのではないかと。
- 受け入れ側からの相談も受け付けて良いのではないかと。
- 苦情や受け入れの事例を多く持ち、指導できる機関があれば普及していく。

意 見

〇 受け入れについて

1 補助犬の社会での受入れについて

身体障害者補助犬法第11条を強化することについて特に意見はございません。ただし、同条で定める住宅がマンションである場合は以下の事項にご留意いただき、改正法の効力とマンションの管理規約の効力に関し指針等を公表していただければ幸いです。

一 マンションにおいて犬・猫等の動物飼育は、区分所有法に定める区分所有者間相互間の事項として、管理規約でその可否を定めていることが一般的であること。

二 管理規約は各マンションの内部規律としての規範性を有し、その効力は区分所有者及び占有者並びに区分所有者の承継人にも及ぶこと。

三 マンション居住者の犬・猫の飼育に関する評価は、「飼育は自由」(3.2%)「管理規約等で飼育を禁止すべき」(25.0%)、「管理規約等で規制した上で認める」(71.8%)となっていること(平成15年度国土交通省マンション総合調査)。

四 身体障害者補助犬法が改正された場合において、管理規約で犬・猫の飼育を禁止しているマンションについて、法律改正を踏まえ管理規約を変更しなければ補助犬を受容れられないのか、管理規約を変更せずとも補助犬を受容れられるのか等を明確に示さなければ、マンションの管理組合等に混乱が生じる可能性があること。

〇 普及・啓発について

2 補助犬の普及啓発について

法律改正の周知も含めご協力させていただきます。